

鳥取県バイオ産業支援資金利子補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県バイオ産業支援資金利子補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県バイオ産業支援資金制度要綱(平成24年3月21日付第201100196973号鳥取県商工労働部長通知。)第6条の規定に基づく認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)を対象に、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱(平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知。)に定めるバイオ産業支援資金(以下「対象資金」という。)の融資を受けるため金融機関と金銭消費貸借契約(以下「金消契約」という。)を締結し借り入れた債務(以下「対象債務」という。)に係る利子負担の軽減を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、対象債務の元金残高を有する認定事業者が行う利子の返済(以下「補助事業」という。)に対し、対象資金の融資を受けた日の属する月から60か月以内の期間(以下「対象期間」という。)において、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、対象債務に係る金消契約に定める償還条件について、年0.7パーセントに基づき算定した場合に、認定事業者が対象期間内の約定償還日に返済することとなる利子に相当する額の合計以下とする。

ただし、対象期間内であっても、未納の延滞金がある期間は補助対象としない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、商工労働部長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から30日を経過する日までに行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更等)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(進捗状況の報告)

第8条 規則第17条第3項の規定による進捗状況の報告は、各年度(前条の報告に係る年度を除く。)の翌

年度の4月20日までに様式第4号により提出するものとする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月6日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。